



「退職金引き下げ」には同意できません！

退職金を引き下げる就業規則改定案が提示されたことに対して、岐阜大学職員組合は岐阜大学役員会と団体交渉を行いました。大学役員会からは吉村総務担当理事が出席（森学長は欠席）し、坪内人材開発部長、元平人事給与課長が同席しました。組合からは、各支部役員および今年度退職予定者を含めて13名の組合員が参加しました。

今回の退職金引き下げ措置は「不利益変更」である



役員会は退職金引き下げが「不利益変更」であることを認めました。そうであれば、規則を改定するためには、職員の同意または合理的な理由が必要なはずで、同意理由なく退職金を下げれば、労働契約法違反となる可能性があります。それに対して役員会は、「規則改定は適正に行っている。労働契約法には違反していない」と主張しました。しかしながら、職員の同意をどのようにとるかについては具体的な考えを示さず、

また、後述のように、納得できる理由も示しませんでした。一方、退職金は「給与の後払い」という性格があるので、それを引き下げるという措置は、支払うべき給与を後から減額するという不利益の遡及に相当します。これは労働基準法に違反する可能性があります（最高裁判例もあります）。この指摘に対し、今回の措置が法律に違反する可能性のあることを、役員会は否定できませんでした。

退職金を引き下げる理由は、国家公務員と「同じ水準」にすることだけ??

役員会から提示された主な「理由」は、「退職金は税金である。国家公務員よりも高い水準の退職金にはできない。国家公務員よりも高い水準の退職金を文科省は出さない。支払う場合は、差額を大学独自で補填しなくてはならないが、それは難しい。国家公務員よりも高い水準の退職金は国民が納得しない。」というものです。もともと国家公務員よりも岐阜大学職員の方が平均的な給与水準が低い（ラスパイレス係数に基づく）のに、なぜ国家公務員と同じ規模で下げなければいけないのでしょうか。国立大学法人職員の給与体系は国家公務員に準じるという通知や法律があるとはいえ、文科省も「法人の労働条件は労使の交渉で決めるべき」と言っています。また、岐阜大学独自で「官民格差」を調査したり、文科省から下りてくる退職金が減額された場合にその不足分を大学独自で補填できないのか財務を検討するなど、退職金を引き下げる規則改定をする前にやるべきことも、具体的には示されませんでした。そもそも、説明会を行うなどして、多くの職員が理解できる形で今回の措置を知らせることすらもしていません。役員会は、退職金引き下げを「苦渋の選択」と表現しましたが、不利益を被る職員に対して「不誠実な態度をとっている」と思われます。「やるべきことをやっていない」と言われても仕方ないでしょう。



大学の裁量は全くのないのでしょか？

なぜ、岐阜大学職員の労働条件を国家公務員にここまで合わせなければいけないのでしょうか？。岐阜大学独自に決められる「裁量」の余地は全くないのでしょか？。しかし、今年7月に実施された給与削減では大学ごとに実施時期や減額率が異なり、また、12月期の勤勉手当は岐阜大学独自の経営努力で減額を回避できたわけです。結果としてできるかどうかはさておき、岐阜大学独自に裁量することも可能であるように思われます。少なくとも、それらを検討し、職員にそのことを説明した上で、退職金引き下げの提示があるべきです。最初から「岐阜大学職員の退職金水準は国家公務員に合わせなければいけない」とする姿勢には、疑問が感じられます。

希望する職員には退職金予定額が通知されます

職員に対する説明として、「希望する職員へ退職金予定額を文書で通知する」という回答を得ました。また、規則が改定された場合に大学全体で退職金はいくら減額されるのか、減額分を大学で補填できないのかについて、具体的データを提示することを、役員会は約束しました。

(*12月18日に、退職金の概算総額が人事給与課から組合に提示されました。あわせて、減額分を大学独自で補填することは困難であるという回答がありました)。

組合は規則改定の中止と再度の団体交渉を要求しました

組合からは、退職金引き下げ措置に同意しないことを伝え、次回の団体交渉の実施および1月1日付けでの規則改定の中止を要求しました。役員会は、それらの組合の要求について、検討することを約束しました。

参加者の声



- ・ 国民は大学の先生の給与を減らしてほしいと言っている資料があるのかどうかや、我々の退職金は減らさなければ、国家公務員よりもどの程度高くなってしまおうのか、今回退職金を減らさなければその分特別運営費交付金が減らされるという話になるのかどうかなど、勉強します。
- ・ 理事をはじめ、当局は不利益変更であることは認めつつも、その「合理的な理由」について、「国家公務員に準じて同一にしないことはならないこと」、さらには、「国家公務員よりも高い水準を採用することはできないこと(金額のことだけではない!)」だけだったように思われます。その前提として、「運営費交付金が税金であること(そんなことは当然知っているし、私学については助成金があるにもかかわらず、大学間の問題には触れていない!)」、「国民からの批判があること」でしょうか。全くもって、「合理的」の意味を理解していないように思います。
- ・ 「苦渋の決断」とかいつつ、新しい説得材料が一つも出てこないとは、逆にびっくりしました。終盤はあからさまに不機嫌でしたし。それこそ民間ならありえません。まず経営者の官民格差からなんとかしてほしいものです。

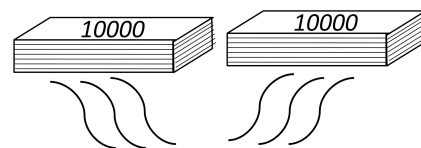
※団体交渉の詳しい報告はホームページにアップします。そちらもご参照ください。

<http://www.gifunion.gr.jp/>

運営費交付金は減らされるのか？ 減額された給与の返還を！

今年度引き下げた給与の返還を求める団体交渉要求書を、12月4日付で学長に提出しました。

給与引き下げは、「震災復興の財源」「運営費交付金の減額」を理由にしたものです。しかし、未だに、減額した分をどのように復興に利用するのか不明であり、その一方で、「復興」予算については、他目的への流用といったさまざまな用途が報道されています。また、今年度の運営費交付金は減額されるどころか、全国大学高専教職員組合（全大教）が文科省国立大学法人支援課に照会したところ、「現段階では補正予算の見通しはないので、満額が振り込まれることになる」と考えている」との回答を得ています。さらに、給与削減の根拠を根底から覆す「国立大学法人等の給与削減分は景気対策に充てる」といった報道も、以前からなされてきました。以上のことから、岐阜大学や多くの国立大学法人で行われた給与削減は、何ら根拠のない違法性の高いものである可能性があります。実際、3つの大学職員組合が裁判所に提訴し、さらにいくつかの職員組合においてもその準備が進められています。



一方、文科省からは、補正予算で運営費交付金が減額される可能性も示唆されています。「今年度の運営費交付金が満額配分されるのか引き下げされるのかについての情報は、岐阜大学には入っていない」という情報も得られています。

年明けに、団体交渉を行う方向で折衝を進めています

平成24年12月4日

岐阜大学 学長 森 秀樹 殿
岐阜大学職員組合中央執行委員長 土岐 邦彦

給与引き下げに関する団体交渉要求書

日頃の大学運営に対するご尽力に感謝を申し上げます。

さて、国家公務員給与削減特例法に準じた給与引き下げ措置が始まって、5ヶ月になろうとしています。月々、数万円の減額は、職員の家計に大きなダメージとなっています。12月期の勤労手当の減給は実施しないという措置は一定評価しますが、今回の給与引き下げの問題が解消されたわけではありません。

給与引き下げは、「震災復興の財源」「運営費交付金の減額」を理由にしたものです。しかし、未だに、減額した分をどのように復興に利用するのか不明であり、その一方で、「復興」予算については、他目的への流用といったさまざまな用途が報道されています。また、今年度の運営費交付金は減額されるどころか、全国大学高専教職員組合が文科省国立大学法人支援課に照会したところ、「現段階では補正予算の見通しはないので、満額が振り込まれることになる」と考えている」との回答を得ています。さらに、給与削減の根拠を根底から覆す「国立大学法人等の給与削減分は景気対策に充てる」といった報道も、以前からなされてきました。以上のことから、岐阜大学や多くの国立大学法人で行われた給与削減は、何ら根拠のない違法性の高いものである可能性があります。実際、3つの大学職員組合が裁判所に提訴し、さらにいくつかの職員組合においてもその準備が進められています。

一方、文科省からの情報によると、来年平成25年度の国立大学法人運営費交付金の総額が8642億円（平成24年度は9320億円）となることが決まりました。すなわち、今年度の約7.3%に相当する678億円の減額です。これは、国家公務員と同等の給与減額に相当する金額です。

以上の状況から、岐阜大学職員組合は以下の要求事項について団体交渉を申し入れます。また、速くとも12月14日までに、団体交渉に向けた事務折衝を行うことを要求します。

要求事項：

- 平成24年度に減額した給与の総額を明らかにするとともに、減額した給与を全額職員に返還すること。また、1～3月に予定している給与減額を行わないこと。
- 12月期勤労手当の減給を実施しないことを保障する財源を明らかにすること。
- 岐阜大学に配分される運営費交付金について、平成25年度の配分予定額を明らかにすること。また、平成25年度に実施予定の給与削減の総額を明らかにすること。
- 岐阜大学の全職員（契約職員やパート職員も含む）に対して、平成25年度の給与減額を行わないこと。

以上

運営費交付金が減額されないのであれば、学長の約束に従い、減額された給与を職員に返還すべきでしょう。また、運営費交付金が減額された場合、その用途について、大学役員会は職員に知らせる義務があります。職員に説明したのとは異なる用途が発覚した場合には、政府や財務省、文科省に何らかの行動をすることが求められます。



若手教員忘年会のご案内

2012年12月26日（水）18時半～

お店：和の個室空間 桜坂

名鉄岐阜駅正面向い側

会費：3000円

参加申し込み：12/21までに下記へ

岐阜大学職員組合

kumiai@gifu-u.ac.jp

arai@gifunion.gr.jp

岐阜大学職員組合 2013新春のつどい

2013年1月23日（水）18時～
岐阜大学生協 第2 食堂
会費 1,000円

お申込みは、1/18までに必ず

岐阜大学職員組合 内線9552



「家族の絆」テーマ

新春映画 山田洋次監督『東京家族』 1/19 公開

特別インナー券（1000円）あります。

ご家族でご覧ください